



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 1月13日金曜日 第1725号

◇ 目 次 ◇

- 医師の指定.....25
- 医療機関の指定.....25
- 地籍調査の成果の認証.....25
- 県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（2件）.....25
- 市営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....26
- 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....26
- 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....26
- 市営土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....27
- 保安林の指定.....27
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....27
- 道路の区域変更（県道久万中山線）.....27
- 道路の供用開始（ " ）.....28
- 道路の区域変更（県道大洲長浜線）.....28
- 道路の区域変更（県道瀬田八多喜停車場線）.....28

- 道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....28
- 道路の供用開始（ " ）.....28

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....29
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....29

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出.....29
- 政治団体の届出事項の異動の届出.....30
- 政治団体の解散の届出.....31
- 資金管理団体の届出.....31
- 資金管理団体の指定の取消し等の届出.....31

任 免 辞 令

- 公営企業任免辞令（2件）.....32

告 示

○愛媛県告示第38号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。
平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	市立宇和島病院	稲 田 浩 二	宇和島市御殿町1番1号	平成18年1月4日
呼吸器機能障害	呼吸器内科	愛媛県立今治病院	入 船 和 典	今治市石井町四丁目5番5号	"
肢 体 不 自 由	整形外科	宇和島社会保険病院	山 岡 知 子	宇和島市賀古町二丁目1番37号	"

○愛媛県告示第39号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。
平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
しげのぶ薬局	東温市志津川甲15番地1		平成18年1月1日
日本調剤西予薬局	西予市野村町野村11-68-2		"

号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。
平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
宇和島市	大字石応、白浜の一部	平成15年度から平成16年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成18年 1月13日

○愛媛県告示第41号

県営経営体育成基盤整備事業永長地区の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4

○愛媛県告示第40号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180

項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成18年 1月16日から 2月10日まで
- 3 縦覧場所
西予市役所

○愛媛県告示第42号

県営ほ場整備事業（担い手育成型）川根地区の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成18年 1月16日から 2月10日まで
- 3 縦覧場所
西条市丹原総合支所

○愛媛県告示第43号

宇和島市営単独土地改良事業中ノ川地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4及び第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成18年 1月16日から 2月10日まで
- 3 縦覧場所
宇和島市津島支所

○愛媛県告示第44号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・めぐり池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・めぐり池地区）計画書の写し
 - (2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

る条例の写し

- 2 縦覧期間
平成18年 1月16日から 2月10日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所波方支所

○愛媛県告示第45号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・前池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・前池地区）計画書の写し
 - (2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成18年 1月16日から 2月10日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所波方支所

○愛媛県告示第46号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・北坂地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・北坂地区）計画書の写し
 - (2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成18年 1月16日から 2月10日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所吉海支所

○愛媛県告示第47号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長瀬地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんが

い排水)・長瀬地区)計画書の写し

(2) 久万高原町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成18年 1月16日から 2月10日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場美川支所

○愛媛県告示第48号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・田渡野瀬地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・田渡野瀬地区)計画書の写し

(2) 久万高原町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成18年 1月16日から 2月10日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場美川支所

○愛媛県告示第49号

今治市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・門口地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・門口地区)計画書の写し

(2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成18年 1月16日から 2月10日まで

3 縦覧場所

今治市役所朝倉支所

○愛媛県告示第50号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林の所在場所

八幡浜市国木 244、330、334の1、334の3、334の4、337の1、338の1、339、乙198から乙201まで、乙207、乙213、乙215、乙216、乙219、乙220の1、乙221の1、乙222の1、乙222の4、乙225の1、乙228から乙230まで、乙233、乙235、乙237、乙238、乙240、乙241の1、乙246

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び八幡浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第51号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成18年 1月13日から 1月27日まで

○愛媛県告示第52号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久万中山線	上浮穴郡久万高原町二名甲1221番1から 同町二名甲1240番2まで	旧	メートル 12.0~23.6	キロメートル 0.207	
			新	9.2~16.8	0.207	

○愛媛県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年 1月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	久万中山線	上浮穴郡久万高原町二名甲1221番1から 同町二名甲1240番2まで	平成18年 1月13日

○愛媛県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年 1月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大洲長浜線	大洲市八多喜町乙22番1から 同町甲145番3地先まで	旧	メートル 10.0～46.0	キロメートル 0.320	
			新	13.0～51.0	0.320	

○愛媛県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年 1月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	瀬田八多喜停車場線	大洲市八多喜町甲237番1から 同町甲222番1まで	旧	メートル 8.5～11.0	キロメートル 0.140	
			新	9.5～11.0	0.140	

○愛媛県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年 1月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町福浦1494番から 同町福浦1504番まで	旧	メートル 3.5～12.5	キロメートル 0.055	
			新	5.7～12.5	0.055	

○愛媛県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年 1月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町福浦1494番から 同町福浦1504番まで	平成18年 1月13日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年12月28日	特定非営利活動法人 Project A.Y.	大 西 啓 介	愛媛県喜多郡内子町内子324番地	この法人は、内子町民及び内子町に訪れる人々に対し、観光レトロバスや観光案内所の運営、商店街の空き店舗対策活性化事業等を行いながら、人々の心のふれあいと快適さ等を追求し、内子町の発展、ひいては社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年12月28日	特定非営利活動法人 共同連えひめ	白 石 勇	愛媛県松山市上野町甲734番地の14	この法人は、障害児・者の教育・生活・労働権の確立をめざし、障害のある人ない人の統合教育、共同事業づくりを推し進め、あらゆる差別を克服し、真の共生社会の実現に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成18年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
若江進を育てる会	若 江 進	竹 内 明 久	松山市梅田町4 - 62	平成17年10月3日	
上杉まさひろ後援会	上 杉 昌 弘	森 勝 俊	松山市南吉田町2901	平成17年10月3日	
自由民主党中島支部	八 木 住 夫	田 中 政 利	松山市津和地435	平成17年10月12日	政党の支部
高橋保後援会	宮 崎 直 紹	杉 田 由 美	西条市中野甲526	平成17年10月13日	
まつやま新ビジョン研究会	原 俊 司	矢 野 香 純	松山市土居田町229 - 4	平成17年10月20日	
白石けんさく後援会	横 川 義 隆	白 石 六 男	松山市中村1 - 3 - 18	平成17年11月10日	

明恭会	村 田 裕 司	安 村 弘 紀	松山市三番町 4 - 7 - 19	平成17年12月 9日	
山本昭宏後援会	山 本 正 征	山 本 正 征	松山市中島大浦3092	平成17年12月14日	
田中長二郎後援会	田 中 長二郎	浜 本 洋 行	松山市東長戸 2 - 3 - 18	平成17年12月22日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成18年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日	備 考
みどり・えひめ	会 計 責 任 者	渡 部 伸 二	真 鍋 てるみ	平成17年10月 6日	
魚住和也後援会	会 計 責 任 者	魚 住 和 也	早 瀬 知 弘	平成17年10月11日	
自由民主党城辺支部	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町緑乙3682 - 2	南宇和郡愛南町蓮乗寺335 - 9	平成17年10月12日	政党の支部
	代 表 者	澤 本 誠	金 澤 卓		
	会 計 責 任 者	金 澤 卓	澤 本 誠		
自由民主党美川支部	主たる事務所の所在地	上浮穴郡久万高原町七鳥118 - 3	上浮穴郡久万高原町東川703	平成17年10月12日	政党の支部
	代 表 者	桑 村 隆	窪和久 義 兼		
四国税理士政治連盟愛媛県支部	代 表 者	山 内 利 昭	森 洋 一	平成17年10月19日	
向井としのり後援会	主たる事務所の所在地	大洲市新谷町甲34	大洲市新谷甲272	平成17年10月21日	
自由民主党内海支部	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町柏崎424	南宇和郡愛南町油袋451	平成17年10月21日	政党の支部
	代 表 者	増 元 久 男	伊 勢 福 雄		
自由民主党西海町支部	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町船越1294 - 1	南宇和郡愛南町福浦842	平成17年10月21日	政党の支部
	代 表 者	浜 田 博 文	谷 口 直		
	会 計 責 任 者	中 野 光 博	小 谷 泉		
渡部伸二を推薦する会	主たる事務所の所在地	松山市松前町 3 - 2 - 2	東温市南方576 - 2	平成17年10月21日	
民主党愛媛県第1区総支部	会 計 責 任 者	玉 井 公 明	兵 頭 伸 次	平成17年10月26日	政党の支部
玉井あきらと政治を語る会	会 計 責 任 者	玉 井 公 明	兵 頭 伸 次	平成17年10月26日	
白石けんさく後援会	代 表 者	横 川 義 隆	御 中 松太郎	平成17年11月10日	
自由民主党愛媛県参議院選挙区第二支部	会 計 責 任 者	藤 田 剛	徳 田 豊	平成17年11月11日	政党の支部
新産業経済研究会	会 計 責 任 者	藤 田 剛	徳 田 豊	平成17年11月11日	

自由民主党三瓶支部	主たる事務所の所在地	西予市三瓶町朝立2番耕地163	西予市三瓶町葦貫浦792	平成17年11月18日	政党の支部
	代 表 者	宇都宮 二 朗	浅 野 泰 義		
自由民主党大洲支部	代 表 者	吉 岡 昇 平	大 森 隆 雄	平成17年11月18日	政党の支部
自由民主党宇和島支部	代 表 者	玉 田 和 正	藤 井 万 一 郎	平成17年11月18日	政党の支部
	会 計 責 任 者	山 下 良 征	田 島 義 明		
自由民主党瀬戸支部	主たる事務所の所在地	西宇和郡伊方町塩成14	西宇和郡伊方町大久1282	平成17年11月24日	政党の支部
	代 表 者	大久保 光 留	阿 部 道 忠		
自由民主党吉田支部	主たる事務所の所在地	宇和島市吉田町河内甲176	宇和島市吉田町南君2008	平成17年12月 8 日	政党の支部
	代 表 者	小清水 千 明	若 藤 富 一		
	会 計 責 任 者	清 家 康 生	西 村 久 一		
自由民主党御荘支部	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町御荘平城32	南宇和郡愛南町御荘平城4178-4	平成17年12月 8 日	政党の支部
	代 表 者	斉 藤 武 俊	宮 下 富 喜 男		
	会 計 責 任 者	新 田 房 男	大 瀧 勝		

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成18年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
斉藤政光後援会	斉藤政光	平成17年9月27日
渡部伸二を推薦する会	樋口妙子	平成17年10月21日

須賀勝英後援会	市川藤男	平成17年10月1日
白石けんさく後援会	横川義隆	平成17年11月7日
今井廣一後援会	越智豊	平成17年11月7日
白石たかお後援会	白石哲朗	平成17年11月11日
門田迪郎後援会	田坂博	平成17年11月30日
愛媛県農業共済職員連絡会議	菊池敏文	平成17年12月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成18年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
原俊司	松山市議会議員	まつやま新ビジョン研究会	松山市土居田町229-4	原俊司	平成17年10月20日

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消し等の届出が

あった。

平成18年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
斉 藤 政 光	衆議院議員	斉藤政光後援会	今治市小泉4 - 4 - 45	斉 藤 政 光	平成17年10月4日
白 石 哲 朗	今治市長	白石たかお後援会	今治市高橋甲283 - 4	白 石 哲 朗	平成17年11月24日

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

12月31日

愛媛県技術吏員 長 戸 直 美

願により本職を免ずる

愛媛県技術吏員 西 脇 幹 雄

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)

○公営企業任免辞令

1月1日

佐々木 憲 二

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)2級を命ずる

県立中央病院内科医長を命ずる

市 川 壮 一

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)2級を命ずる

県立中央病院内科医長を命ずる

大 下 祐 次

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)2級を命ずる

県立南宇和病院眼科医長を命ずる